

平成 21 年 11 月 13 日
金融庁政務三役

金融・資本市場に係る制度整備について

金融庁では、金融・資本市場に係る制度整備に関する検討について、来年度通常国会に向けて以下のような方針で対応する。

1. 今次の世界的な金融危機を受け、店頭デリバティブやヘッジ・ファンドなどに関して国際的な議論が行われている。また、金融審議会・基本問題懇談会においてもこれらの事項について審議を行っている。
こうした各般の議論、審議を踏まえつつ、我が国として対応すべき諸課題について、来年度通常国会に向けた具体的検討を開始する。
2. 検討を開始する事項として、現時点では別紙の項目を事務方に指示した。
3. 今後、金融審議会・基本問題懇談会の審議等の内容を参考にしつつ、市場関係者等からも適宜調査等を行う。
4. 制度整備案等の論点整理、骨子等を取りまとめ、その内容は公表する。その後、幅広く市場関係者等から再度意見を聴取したうえで、現時点の予定としては、年内を目途に結論を取りまとめる。
5. なお、政府として、各省庁に置かれている各種諮問組織等（注）の今後のあり方について弾力的、建設的な考察を行っている。こうした状況下、金融庁としては、当面の金融審議会の運営、金融行政の要検討事項に関して、以上のように対応することとしたものである。

（注）各種諮問組織等については、①法的根拠により設置及び取扱いが決まっているもの、②法的根拠により設置が決まっているもの、③法的根拠によらないものに類型され、金融審議会は②に該当する。

以 上

検討項目

店頭デリバティブ取引に関する規制

- ・ 清算機関の位置付け等

ヘッジ・ファンドに関する規制

証券決済・清算態勢の強化

- ・ 国債レポ等の清算機関の態勢強化等

証券会社の連結規制等

投資家保護・取引の公正の確保

- ・ デリバティブ取引等に係る公正の確保等